

平成17年第2回定例会
議案説明

今定例会に上程された議案は次のとおりです。

- 議案第38号は、市町村の合併に伴い、平成17年9月30日をもって筑西市等公平委員会を共同設置する市町村から真壁町、大和村及び筑ろく地方学供給食組合が脱退するため、規約を変更するものです。
- 議案第39号は、市町村の合併に伴い、平成17年9月30日をもって筑西広域市町村圏事務組合から岩瀬町、真壁町及び大和村が脱退し、同年10月1日から桜川市として同組合に加入するほか、共同処理する事務及び議員定数の変更等のため、規約を変更するものです。
- 議案第40号は、市町村の合併に伴い、平成17年12月31日をもって下妻地方広域事務組合から、石下町及び千代川村が脱退し、翌年1月1日から常総市が加入するため、規約を変更するものです。
- 議案第41号は、市町村の合併に伴い、平成17年9月30日をもって県西総合病院組合から岩瀬町、真壁町及び大和村が脱退し、同年10月1日から桜川市として同組合に加入するため、規約を変更するものです。

- 議案第42号は、合併前の関城町が締結した関城中学校屋内運動場改築工事の請負契約に伴い、相手方の建設業者の引渡しの拒否に対して、当該屋内運動場の引渡しの訴訟を提起するためのものです。
- 議案第43号は、功労者の表彰基準のうち、市長、助役及び収入役並びに議会議員の在職・在任年数を12年から8年に改正するものです。
- 議案第44号は、市議会議員の報酬額を改正するもので、旧3町の議員の報酬月額を、本年10月から旧下館市議会議員の報酬月額に合わせるものです。
- 議案第45号は、農業委員会員の報酬額を改正するものです。
- 議案第46号は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金の額を改正するものです。
- 議案第47号は、県の医療福祉費補助事業の変更に伴い、現行の市単独補助の3歳以上6歳未満の特例乳幼児を、県補助対象の乳幼児とするほか、入院時食事療養費を対象外とし、外来自己負担金額を改正するものです。
- 議案第48号は、文化ギャラリーの事業について、美術資料の展示、展覧会等に対する施設の貸与のほか、単なる公益事業を追加して、施設の使用許可条件を改正するものです。

- 議案第49号は、文化財保護法の改正に伴い、標記条例の規定中の引用条項、用字句を改正するものです。
- 議案第50号は、市町村の合併の特例に関する法律の規定による在任特例期間後の農業委員会の選挙による委員の定数、選挙区に関する条例を定めるものです。
- 議案第51号は、一般会計の補正予算で、2億808万円を追加するもので、歳出の主なものは介護保険特別会計への繰入金3,770万余円、浄化槽設置補助2,040万余円、道路補修費1千万円、消防団退職報償金1,529万余円、小中学校のアスベスト分析経費298万余円等です。
- 議案第52号は、国民健康保険特別会計の補正予算で、収納率向上特別対策事業の経費です。
- 議案第53号は、老人保健特別会計の補正予算で、平成16年度精算に伴い一般会計へ3億5,387万余円を繰り出すものです。
- 議案第54号は、公共下水道事業特別会計の補正予算で、地域再生事業等により1,600万円を幹線管渠工事を行うものです。
- 議案第55号は、八丁台土地

- 画整理事業特別会計の補正予算で、事業の進捗に伴い1,843万余円を追加するものです。
- 議案第56号は、介護保険特別会計の補正予算で、法改正に伴うシステム変更改修費3,748万余円、平成16年度精算に伴う介護給付費準備基金積立金7,245万余円、一般会計繰入金3,265万余円などです。
- 議案第57号は、介護サービス事業特別会計の補正予算で、平成16年度精算に伴い一般会計に906万余円を繰り出すものです。
- 議案第58号は、一般会計の補正予算で、1,655万円を追加するもので、歳出の主なものは、小学校の給食で使用している炊飯釜等に一部アスベスト使用が確認され、これを交換するためのものです。
- 認定第1号から認定第12号は、平成16年度の旧四市町及び筑西市のすべての決算を認定するものです。

- ▲請願第1号 乳幼児医療費助成制度の拡充を求める請願(継続審査)
- ▲請願第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願(採択)
- ▲請願第3号 「少人数学級」の導入によりきめ細かなゆきとどいた教育の実現を求める意見書
- ▲「リフォーム詐欺」から高齢者を守るための対策強化を求める意見書
- ▲自治体病院の医師確保対策を求める意見書

請願

下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書提出」に関する陳情(継続審査)

意見書

議員提出による意見書4件は、10月5日の本会議において原案のとおり可決されました。これらは、同日付で政府及び関係機関へ送付されました。

陳情

次の陳情は、9月定例会までに受け付けたものです。なお、陳情第3号は9月14日に関係常任委員会に付託され、慎重に審査を行い、10月5日の本会議で継続審査となりました。

▲陳情第3号 「県立高校の一方的な統廃合を見直し、30人